

広報の具体的な取り組み 方針について

〈第1回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会〉

平成28年1月29日（金）

<目次>

1. 広報の方針
2. 広報の統一コピー
3. 広報イメージ
4. 広報計画予定状況
5. 課題解決に向けた今後の広報展開について
6. 従来の取り組み事例（参考）

1. 広報の方針

1) 広報の背景と必要性

- これまで各行政機関や各団体において、大型車両の通行の適正化に向けて様々な取り組みを行ってきた。
- しかしながら、悪質な違反車両が後を絶たないばかりか、道路の老朽化問題も年々深刻化している。
- 上記を踏まえ、従来の個々の組織の取り組みを踏襲しながら、連絡協議会を構成する組織間の連携を深め、大型車両に関するノウハウを結集し、より効果的な広報手法を検討し実行していくことが必要である。

2) 広報の対象設定

- 広報の対象は、運送事業者及び荷主に加えて、社会一般を対象とする。

社会一般を対象とする効果

社会一般に特車制度が理解されると・・・

効果1 国民の目が違反の抑止力となる。

効果2 運送事業者や荷主のコンプライアンス改善に繋がる。

さらに、大型車両がルールを順守して走行することによって・・・

効果3 重大事故（死亡事故）の減少、道路構造物の長寿命化、道路の補修工事に伴う渋滞の減少など様々な効果が期待できる。

1. 広報の方針

3) 広報の2大戦略

① 違反車両の根絶

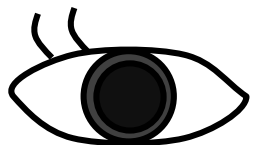
- ・ 道路構造物の長寿命化
- ・ 重量（軸重）違反車両が道路橋に与える影響の大きさ
- ・ 特殊車両通行許可制度への理解
- ・ 違反車両は重大事故に繋がりやすい
- ・ 違反車両への取締りの強化
- ・ 遵法車両へのインセンティブ

② 荷主の意識改革

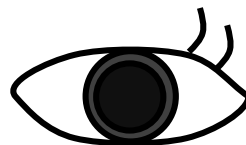
- ・ 運送事業者には違反をさせない
- ・ 運送事業者が違反をすると荷主にも責任が及ぶ
- ・ 時間的余裕をもった輸送計画を
- ・ 特殊車両通行許可制度への理解

違反の抑止効果

企業のコンプライアンス改善



国民の目による監視



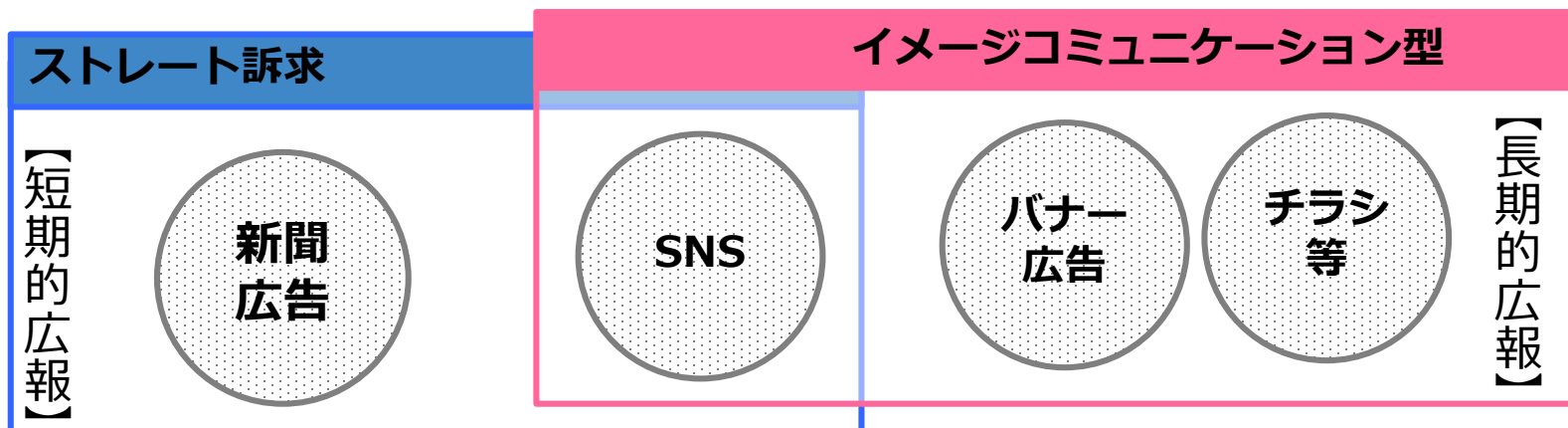
1. 広報の方針

3) 広報の方針

- 違反車両に対する従来の罰則主義の取り組みは継続しつつも、大型車両そのものの存在が悪者と捉えられないよう、配慮が必要である。



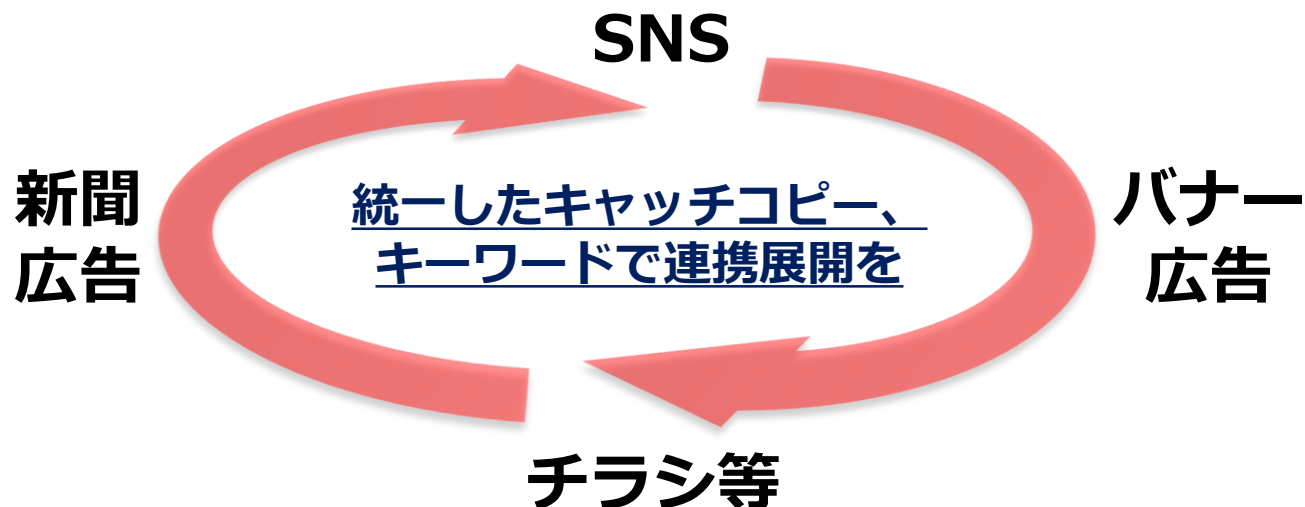
- 行政による違反取締りや罰則によって強制的に促されるだけでなく、個人の思いやりの心や良心に訴えかけ、持続性のある自発的な行動に繋げることを目標とする。 ⇒ **イメージコミュニケーション型広報の活用**
- 各広報媒体の特性を踏まえ、最大限の効果を引き出す表現手法を用いる。また、受け手にとって情報過多となりすぎないボリューム感に留意する。 ⇒ **各媒体に適したアプローチ**



2. 広報の統一コピー

1) 広報の連携

- 統一したキャッチコピー及びキーワードを打ち出し、一体感をもたせる。
- 複数媒体を統一キャッチコピーで連携させることで、広報の浸透力を高める。
- SNS等で新聞広告掲載日の事前予告及び、掲載後に新聞記事の発信を行うなど、他の広報媒体からの誘導を図る。



2. 広報の統一コピー

2) 統一キャッチコピー

①イメージコミュニケーション型⇒バナー広告、ポスター・チラシ等

重量守り、道路を守ろう。

②ストレート訴求⇒新聞広告

重量超過、道路劣化。

連携

※広報文案

<新聞広告>

道路の傷みは、年月による劣化だけではありません。主な原因の約9割は、決められた重量をオーバーした大型車両の走行によるもの。それは全交通の0.3%ですが、この一部の違反車両が道路を傷める大きな要因になっているのです。しかも、重量オーバーは重大事故につながりかねず、ほかのクルマにも危険です。ルールを守る。このことは道路を守り、命を守ることに結びつきます。

<ポスター・チラシ等>

重量を違法にオーバーした大型車両は、道路の寿命を縮めるばかりか、重大事故につながりかねず、ほかのクルマにも危険。ルールを守るとは、道路を守り、命を守ることに なります。

特殊車両通行許可申請の喚起メッセージを追加

3. 広報イメージ

1) 劇画風イラストを用いた広報イメージ

- 大型車のタイヤを象徴的に用いて、劇画風のイラストにより動きや力強さ、重量感を表現。また、広告にアテンションを持たせ、興味、注目を喚起するもの。
- また、統一キャッチコピー及びイラストを用いて広報媒体の一体化を図る。

重量超過、道路劣化。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。



道路の痛みは、年月による劣化だけではありません。主な原因の約9割は、定められた重量をオーバーした大型車両の走行によるもの。それは全交通の0.3%ですが、この一部の違反車両が道路を傷める大きな原因になっているのです。しかも、重量オーバーは重大事故につながりかねず、ほかのクルマにも危険です。ルールを守る、このことは道路を守り、命を守ることに結びつきます。

適正な利用者は優遇

- パン型などのセミトレーラの総軸重量を11.5トンに緩和。
- 45フィートコンテナやパン型セミトレーラーなどの車両の長さ制限を緩和。
- 違反実績のない場合、通行許可発行までの期間短縮や簡素化を実施。

悪質な違反者は厳罰化

- 大型車両の取り締まりを徹底。
- 常習的な違反者は告発。悪質な違反者(2倍以上の重量超過)は即時告発。

大型車通行 検索 @MLIT_JAPAN

重量守り、道路を守ろう。 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 (仮)

<新聞広告案>

重量守り、道路を守ろう。



適正な利用者は優遇へ
悪質な違反車は厳罰化へ
大型車両の方、ルールを守った通行!

詳しくはこちら 大型車通行 検索 @MLIT_JAPAN

<バナー広告案>

重量を違法にオーバーした大型車両は、道路の寿命を縮めるばかりか、重大事故につながりかねず、ほかのクルマにも危険。ルールを守るとは、道路を守り、命を守ることにもなります。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。



重量超過、道路劣化。

適正な利用者は優遇へ。 悪質な違反者は厳罰化へ。

- 重量や長さの制限を緩和。
- 通行許可までの期間短縮、手続きを簡素化。
- 悪質な違反者(2倍以上の重量超過)は即時告発。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 (仮)

大型車通行 検索 @MLIT_JAPAN

<ポスター/チラシ案>

4. 広報の計画予定状況

1) 広報媒体

連絡協議会において実施する広報媒体は以下の5媒体を検討している。

- ① SNS（ツイッター）による情報発信
- ② 日本道路交通情報センターホームページにおけるバナー広告
- ③ 新聞広告
- ④ ポスター・チラシ
- ⑤ 連絡協議会ホームページ

2) 媒体別の主な広報対象者

	運送事業者	荷主	社会一般
①SNS(ツイッター)	△	△	○
②バナー広告	○	△	○
③新聞広告	○	○	○
④ポスター・チラシ	○	○	△
⑤ホームページ	○	△	△

4. 広報の計画予定状況

3) 各媒体別の広報概要

① SNS (ツイッター)

- ✓ 連絡協議会における取組み内容等を含め、大型車両（特殊車両）全般の情報提供を行うため、アカウントを作成し、継続的に情報発信を行う。
- ✓ また、ツイッターの持つ情報拡散効果を利用し、社会一般の大型車両に対する反応、意見を収集する場としても活用する。
- ✓ 発信内容は、連絡協議会の取組み状況を中心とするが、大型車両（特殊車両）に関する豆知識や特車オンライン申請に関する情報、通行規制情報（通行止め情報等）の発信に加え、画像による情報発信を交え、社会一般にも親しみやすい内容とする。
- ✓ また、ツイッターにて既に情報発信を行っている組織による大型車両に関連するツイートや交通安全に関するツイートを当該アカウントがリツイートにより適宜発信させて頂くこととする。
- ✓ なお、当アカウントは事務局が中心となり運営するが、各組織による大型車両に関する独自の取組み状況(取締り、交通安全イベント等)や、その他情報提供のご協力をお願い致します。



例) 関東地方整備局_道路部アカウント

4. 広報の計画予定状況

3) 各媒体別の広報概要

②日本道路交通情報センターホームページによるバナー広告

- ✓ 全国の交通情報を一元的に提供するホームページとして社会一般も含めた道路利用者によって広く認知されている当該ホームページを通じ、連絡協議会の取組みを周知するためのバナー広告を2月中掲載する。
- ✓ なお、関東地整において昨年12月に右図（破線赤枠）のバナー広告の掲載を行った結果、下記のアクセス数があった。

掲載期間：12/4~20(17日間)

掲載場所	バナークリック数	1日あたりバナークリック数(平均)	ページアクセス数
トップページ	3,842	226	5,229,320
首都高速道路ページ	3,705	218	11,542,672



出典：(公財) 日本道路交通情報センターHP

③新聞広告

- ✓ 1都2県（東京都、神奈川県、千葉県）の各エリア毎に総発行部数の50%を超える一般紙及び地方紙に掲載する。
- ✓ 掲載時期は3月上旬頃、白黒5段の朝刊に掲載する。

4. 広報の計画予定状況

3) 各媒体別の広報概要

④ポスター・チラシの作成

- ✓ 新聞広告内容と連携した内容で、大型車通行適正化を訴えるポスター及びチラシを作成する。
- ✓ ポスター・チラシは各連絡協議会委員の持つ広報ツール（ホームページや受付窓口、取締り等）にて配布、掲出等のご協力をお願いしたい。

⑤連絡協議会ホームページ

- ✓ 連絡協議会による取組みを統合して紹介するホームページを作成する。
- ✓ なお、特殊車両の通行に関係する企業団体及び行政機関から最新版発行への要望が多いハンドブック（右図）について、近年の制度変更などを踏まえた内容に更新したものをPDF形式にてホームページ上に掲載する。



出典：(公財) 日本道路交通情報センター

4. 広報の計画予定状況

4) 平成27年度の広報スケジュール

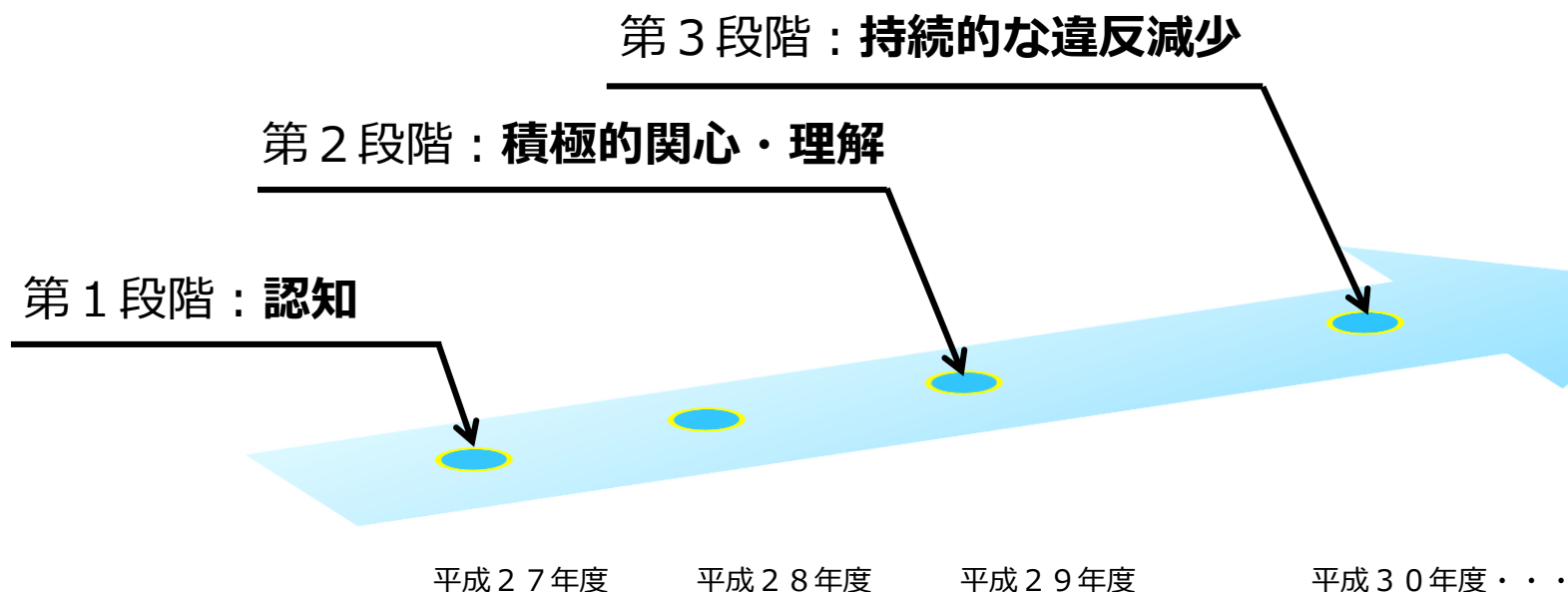
広報媒体	1月	2月	3月	H28年4月以降
①SNS (ツイッター)		▶		
②バナー広告		▶		
③新聞広告			3月上旬頃	
④ポスター・チラシ			▶	
ホームページ (特車PRサイト)	▶			
⑤ホームページ (連絡協議会専用)			▶	

SNS (ツイッター) 及び連絡協議会専用ホームページでの効果的な広報を行うために、情報提供のご協力をお願いします。

5. 課題解決に向けた今後の広報展開について

1) 段階的課題解決目標

- 第1段階：『認知』 ⇒ 大型車に関する様々な情報を各種媒体を利用して、広報活動を行う。
- 第2段階：『積極的関心・理解』 ⇒ 大型車を取り巻く状況について、ある程度認知がされた後、自発的な行動、制度の理解に繋げていく。
- 第3段階：『持続的な違反減少』 ⇒ 違反をしにくい社会環境を構築し、目に見える形で継続的な違反の減少を目指す。



大型車通行適正化へ

6. 従来の広報の取り組み事例（参考）

出典：大型車両の適正かつ安全な走行に向けた連絡会

出典：中日本高速道路(株)

出典：国土交通省、不正改造防止推進協議会等